

徳之島行動計画 進捗状況等

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域		
1) 保護制度の適切な運用									
1 奄美群島の国立公園指定・管理	環境省							徳之島のうち、世界遺産の価値の核心を成す地域を中心に国立公園に指定する。指定後は適切に管理する。	平成29年3月7日に国立公園に指定。【環境省】 自然公園法の運用による管理。【環境省】 管理運営計画の作成検討を実施。【環境省】
2 奄美群島森林生態系保護地域の管理	林野庁							奄美群島森林生態系保護地域の適切な保全・管理を行う。	平成25年4月1日に設定。【林野庁】 (保存地区:2,252.44ha, 保全利用地区:2,567.27ha 計:4,819.71ha)
3 鳥獣保護区の管理等	鹿児島県							県指定鳥獣保護区を適切に管理する。	県指定鳥獣保護区(3箇所, 1,463ha)【県】 鳥獣保護管理員(3名)によるパトロールの実施。【県】
2) 希少種の保護・増殖									
1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)に基づく国内希少野生動植物種の保護等	環境省							絶滅のおそれのある野生動植物種を種の保存法に基づく国内希少野生動植物種として指定し、国内希少野生動植物種の保護等を図る。	・現在9種を指定(法に基づく保護の実施)。【環境省】
2 希少野生動植物保護条例の運用	鹿児島県各町							県及び町が制定している希少野生動植物保護条例を適切に運用し、徳之島の生物多様性を保全する。	平成15年3月「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し、捕獲・採取等を禁止する種(奄美関係分 動物11種・植物16種)を指定。【県】 徳之島3町の希少野生動植物の保護に関する条例制定(平成24年9月1日:植物26種)。希少野生動植物保護条例指定種に昆虫5種追加指定(平成26年1月24日)。【町】 徳之島3町の条例指定希少野生動植物の周知を図るリーフレット「徳之島希少昆虫・野生植物Red List31+」の作成及び配布(平成26年3月~)。【町】 徳之島3町で指定希少動植物捕獲採取禁止看板を設置(平成26年4月)。指定希少動植物捕獲採取禁止ポスターの製作及び掲示(平成26年4月~)。【町】 上記3町共通の取組主体:徳之島地区自然保護協議会
3 保護増殖事業の継続実施	文部科学省 農林水産省 環境省 鹿児島県各町 地元関係団体							保護増殖事業の対象種(アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ)について、生息状況、生息環境等の把握、分析等を行うとともに、個体群の保護・増殖に努める。	保護増殖事業10ヶ年実施計画に基づく関係行政機関や民間団体等と連携したモニタリング等の実施継続(アマミノクロウサギとアマミヤマシギの個体数の再度の推定の作業中)。【環境省】 徳之島地区自然保護協会推進員及び各町自然保護専門員による情報収集並びにパトロールの実施。【町】

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域		
4 保護増殖事業の対象外の希少種(ケナガネズミ、トクノシマトゲネズミ等)の保護増殖の取組	環境省 鹿児島県 各町 地元関係団体							保護増殖事業の対象外の希少種の分布状況について継続的に調査を行い、科学的データを蓄積するとともに、外来種防除、交通事故対策、パトロールなどの他の事業と連携した保護増殖を図る。	夜間ルートセンサス(月3回)による目撃頻度及び分布状況の調査, ノネコ捕獲業務による天敵の防除, 交通事故防止キャンペーンの展開等。【環境省】 徳之島地区自然保護協会推進員及び各町自然保護専門員による情報収集並びにパトロールの実施。【町】
5 希少野生動物の交通事故対策	環境省 林野庁 鹿児島県 各町 地元関係団体							希少野生動物の交通事故の発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、チラシ配布やキャンペーン実施等による普及啓発や道路改良により、交通事故をなくす。	剥岳林道における車両の進入規制(平成28年12月1日施行)の実施。【林野庁】 ロードキル防止のため関係行政機関で交通事故が多発している場所に標識や減速帯を設置するほか、関係行政機関, 民間団体等で普及啓発のためのキャンペーンやチラシの配布の実施。【環境省, 林野庁, 県, 町, 関係団体】 アマミノクロウサギ事故防止キャンペーンの実施(奄美自然体験活動推進協議会)。【関係団体】 林道山クビリ線への減速帯設置。【徳之島町】 徳之島3町広報紙での地元住民への輪禍情報の提供。【町】 徳之島虹の会で, 小中学校より標語を募集し, クロウサギやケナガネズミの道路の多目撃地点に手作りの看板を設置。【関係団体】
6 アマミノクロウサギ等の傷病野生鳥獣救護	環境省 鹿児島県 各町							アマミノクロウサギ等の傷病個体の救護を行う。救護個体からの情報収集を行う。また, 野生復帰困難個体等の一部展示による普及啓発等への活用を検討する。死亡個体が発見された場合は, 可能な限り死因を特定し, 今後の対策に資する。	動物病院等関係機関と連携しながら傷病個体を救護し, 治療中の個体や野生復帰困難個体からデータを収集している。死体については, 死因を調べ記録を蓄積している。また, 死体は, 研究や環境教育に活用している。【環境省】 傷病個体・死亡個体発見時の環境省徳之島自然保護官事務所への連絡。 虹の会においては, 交通事故にあったクロウサギを救護し, 救護資金ねん出のための募金活動を行い, 担当獣医へ寄付している。【関係団体】
7 密猟・盗採防止のためのパトロール	環境省 林野庁 鹿児島県 各町 地元関係団体							行政が中心となり, 地元団体や警察等と連携しながら密猟・盗採防止パトロールや普及啓発を行う。	警察や関係機関と連携し, 監視体制や普及啓発の強化を図っている。普及啓発看板の設置や密猟・盗採防止キャンペーンの実施を検討中。【環境省, 県, 町】 日頃からの森林官等の巡視事業により, 密猟・盗採の未然防止に努めているとともに, 剥岳林道においては, 車両の進入規制(平成28年12月1日施行)を図っている。【林野庁】 県希少野生動物植物保護推進員(6名)を設置, 普及啓発用パンフレット作成(H28:1, 100部)。【県】 徳之島地区自然保護協議会(各町・地元関係団体にて構成)による盗掘・盗採防止パトロールの実施。【町】
3) 外来種による影響の排除・低減									
1 侵略的外来種への対策の強化	環境省 鹿児島県 各町 地元関係団体							既に定着している侵略的外来種について, 侵入状況等を把握し, 特に対策の必要性が高い種に焦点を絞り, 対策を行う。徳之島に未定着な侵略的外来種の目撃情報について情報収集する。また, 定着を予防するため必要に応じて対策を講じる。	・関係行政機関・民間団体, 個人が連携して情報収集を行っているほか, 地元の小中学校等とも協力しながら外来植物の駆除活動を行っている。情報が不足している箇所においては, 必要に応じて現地調査等を実施することとし, リスト掲載種の有無等に関して情報ソースと合わせデータベース化。GISで情報整理し, 共有する。 鹿児島県侵略的外来種リストを改正, また, 普及啓発ポスターを作成し, 情報の周知を図った。【県】 徳之島地区自然保護協議会による外来種の侵入状況把握, 駆除作業の実施。地方創生推進交付金を活用した外来植物(ギンネム・アメリカハマグルマ・オオキンケイギク等)の駆除作業の実施。【町】 地元関係団体も参画し, アメリカハマグルマの抜き取りイベントを開催。【関係団体】

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域		
2 ネコ対策の実施	環境省 鹿児島県 各町 地元関係団体							地域において、行政と民間が連携して、幅広い情報共有及び合意形成を行い、希少種生息域(森林内)のネコについて、捕獲、一時収容、譲渡等に関する一連の体制を整備し、排除を行う。	希少種の生息域におけるノネコの捕獲を進めるとともに、一般住民向けの講演及び普及啓発を行っている。【環境省】 ノネコ対策検討会の実施。【環境省, 県, 町, 関係団体】 既存施設をノネコ収容施設(ニャンダーランド)として整備。H26.12月より希少種生息域のネコの一時収容, 飼育馴化, 譲渡を実施。【町】 上記3町共通の取組主体: 徳之島3町ネコ対策協議会 ノネコの捕獲は環境省が実施(地元関係団体も協力)。
	環境省 鹿児島県 各町 地元関係団体							飼い猫の遺棄・逸出の防止, 不妊措置, 所有者明示等の適正飼養や, 飼い猫以外のネコへのみだりな餌やり防止を図る。	飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例制定(平成26年4月)。飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例罰則規定等強化(平成29年6月)。【町】 関係行政機関・民間団体等が連携して, ノラネコTNR活動や適正飼養の呼びかけ, マイクロチップの装着支援等を行っている。【町, 関係団体】 ペット適正飼養キャンペーンの実施(9月), 適正飼養に関する広報活動, 動物病院や譲渡登録団体関係者等を通じたリーフレット, ポスター等による啓発。【町, 関係団体】 徳之島虹の会においては, 地域住民への口コミ普及啓発活動を行っている。【関係団体】
4) 緩衝地帯や周辺地域における産業との調和									
1 生物多様性鹿児島県戦略の運用	鹿児島県 各町							鹿児島県における生物多様性保全の方向性や施策展開を取りまとめた「生物多様性鹿児島県戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策を遂行する。	生物多様性鹿児島県戦略で設定した「生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換するための取組」について事業を選定。そのすべてについて実施済, 又は継続して実施中。【県】 各町においても鹿児島県と連携した施策の推進。【町】
2 遺産地域に近接する農地等の生物多様性保全機能の強化	環境省 林野庁 鹿児島県 各町							遺産地域に近接する農地の周辺の緩衝機能強化のため、以下のことについて検討するとともに、必要な対策を行う。 小規模な森林、河川等を結ぶ緑のネットワークの形成 アマミノクロウサギ等の希少種の生息と農業の両立のための支援策 北部の森林と南部の森林との連続性確保のための生態回廊の形成	平成27年度に奄美地域の森林生態系管理手法に関する調査を実施。これらのデータを元に、北部南部の生態系回廊の形成について関係行政機関にて検討を行うことが必要。【環境省】 奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用事業において、アマミノクロウサギの農業被害の状況についてのアンケート調査を実施。【県, 町】
3 生物多様性に配慮した森林施業の実施	鹿児島県 各町							遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の強化と林業の両立のため、生物多様性保全型の森林施業ルールを確立する。そのため町有林における統一的な森林管理手法を定め、地域全体での共有を目指す。	市町村有林管理計画の案の検討・調整。【環境省, 林野庁, 県, 町】

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域		
4 環境に配慮した公共事業の実施	環境省 林野庁 鹿児島県 各町							世界遺産及びその周辺地域における公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島の環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「環境配慮指針(仮称)」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、町、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	平成28年度に県の事業において試行を実施し、環境配慮指針を策定。【県】 「環境配慮指針(仮称)」の作成、運用に協力を行うとともに、許認可指導等の現場で活用を図る。【環境省】 奄美群島森林生態系保護地域保全計画や奄美大島国有林の地域別の森林計画等に基づき、適切に保全管理を実施している。【林野庁】 環境に配慮した工法を採用しているほか、「大島支庁土砂流出防止対策方針」に基づき、工事中の仮沈砂池設置等、赤土流出防止に取り組んでいる。【県, 町】 徳之島虹の会においては、公共工事予定地の植物調査、移植作業等に協力している。【関係団体】
5) 適正利用とエコツーリズム									
1 持続的観光マスタープランの策定	鹿児島県							世界自然遺産登録を見据え、奄美群島観光のマス観光とエコツアーの計画的分散や施設整備と利用のあり方の方向性を示すマスタープランに基づき、計画的な来訪者管理を進める。	平成28年3月に「奄美群島持続的観光マスタープラン」を策定。これに基づき、保護上重要な地域における利用調整の具体的手法の検討や世界自然遺産奄美トレイルのルート選定。【県】
2 利用の調整	環境省 林野庁 鹿児島県 各町 地元関係団体							世界遺産登録による利用の増大・集中により、環境影響の顕在化が懸念されるエリアにおいて、利用人数の制限、ガイド同行義務付け、道路通行規制等の利用のあり方について検討・調整を行い自然環境の保全を徹底し、質の高い利用を目指す。	剝岳林道において、希少野生動植物の保護のため車両の進入規制(平成28年12月1日施行)を図っている。【林野庁】 山クビリ線の利用調整について関係者と検討中。【環境省, 林野庁, 県, 徳之島町, 関係団体】
3 環境負荷の低減に資する施設の整備等	環境省 鹿児島県 各町							遺産価値を利用者に実感させ、かつ、環境負荷の低減を図るため、以下のような利用施設の整備や既存施設の改修について検討するとともに、必要な整備等を行う。 多人数利用を吸収する拠点施設 森林地域の魅力を引き出す施設 トイレ、歩道等の環境負荷を低減し持続的な利用のために必要な施設	環境省においては、直轄整備に係る基本計画を検討予定。【環境省】・環境負荷軽減施設の整備の検討。 観光拠点連携整備事業によりムシロ瀬観光地において景観に配慮した展望台や看板整備を実施(H28年度)。【天城町】
4 奄美世界自然遺産トレイル(仮称)の整備	鹿児島県 各町							歩くことにより、奄美群島の自然や生活・文化の体験や地元との触れ合いを充実させ、滞在型観光にもつながるトレイルを整備する。質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。	奄美群島の全市町村を巡る「世界自然遺産奄美トレイル」のルート選定を平成28年度から開始。徳之島では伊仙町を選定し、平成29年度開通予定。その他の地域においても、順次選定予定。【県, 町】
5 エコツーリズムの推進	環境省 鹿児島県 各町 地元関係団体							世界自然遺産の核心地域等において、エコツアーガイドの同行による少人数観光を充実させ、本物の自然を求める観光客の満足度を向上させる。質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。	平成26年3月に奄美群島エコツーリズム推進協議会を設立し、平成27年度には「奄美群島エコツーリズム推進全体構想」を策定。平成29年2月に国認定。【町】 平成29年1月に「奄美群島エコツアーガイド認定制度」を創設。【町】

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域		
6 ガイドの育成	鹿児島県各町 地元関係団体							<p>質の高いガイド（観光案内ガイド、エコツアーガイド、里エコガイド等）を育成し、徳之島の観光を充実させる。質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかると普及啓発に資する。</p> <p>質の高いガイド活動を実施するため、ボランティアガイド団体へ外部講師を招いた研修会を開催予定。県の「奄美・琉球」観光交流連携事業を活用し、沖縄県と連携して、より質の高いガイド活動を目指したガイド同士の交流を実施。【県】 奄美群島エコツアーガイド初期段階育成研修事業の実施。奄美群島エコツアーガイド認定講習の実施（平成29年8月に56名認定）。【町】 徳之島エコツアーガイド連絡協議会の運営（ガイド登録制・群島共通自主ルールの順守等）。環境省アドバイザー派遣事業の活用。【関係団体】 徳之島虹の会においては、国立公園専門ガイド養成のための助成事業申請中。ツアーコース選定作業推進中。【関係団体】</p>	
6) 地域社会の参加・協議による保全管理									
1 生物多様性に配慮した森林施業の実施【再掲】	鹿児島県各町							<p>遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の強化と林業の両立のため、生物多様性保全型の森林施業ルールを確立する。そのため町有林における統一的な森林管理手法を定め、地域全体での共有を目指す。</p>	市町村有林管理計画の案の検討・調整。【環境省, 林野庁, 県, 町】
2 環境に配慮した公共事業の実施【再掲】	環境省 林野庁 鹿児島県各町							<p>世界遺産及びその周辺地域における公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「環境配慮指針（仮称）」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、町、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。</p>	<p>平成28年度に県の事業において試行を実施し、環境配慮指針を策定。【県】 「環境配慮指針（仮称）」の作成、運用に協力を行うとともに、許認可指導等の現場で活用を図る。【環境省】 奄美群島森林生態系保護地域保全計画や奄美大島国有林の地域別の森林計画等に基づき、適切に保全管理を実施している。【林野庁】 環境に配慮した工法を採用しているほか、「大島支庁土砂流出防止対策方針」に基づき、工事中の仮沈砂池設置等、赤土流出防止に取り組んでいる。【県, 町】 徳之島虹の会においては、公共工事予定地の植物調査、移植作業等に協力している。【関係団体】</p>
3 域外住民、観光客等への情報発信	環境省 林野庁 鹿児島県各町 地元関係団体							<p>様々な媒体を使った自然や文化の魅力、世界遺産としての価値、利用上のルールなどの情報を全国に発信し、奄美群島への理解を深めてもらう。</p>	<p>島内のグループ企業と連携し、パンフレットを島内・島外のホテルや空港等に、積極的な情報発信を行っている。【環境省】 県ホームページ、広報誌、県政広報番組等を活用した情報発信、普及啓発用のパンフレットの作成・配布による周知等の実施。【県】 講演会の開催、空港・港等における観光客向けパンフレット等の配布。【徳之島町】 関係機関と連携した自然観察会や講演会等のイベント実施。【天城町】 広報誌やHP等による周知。徳之島観光連盟や奄美群島観光物産協会との連携。【伊仙町】 徳之島虹の会においては、ホームページにて発信中。年4回会報誌の発行。【関係団体】</p>
4 ゴミの不法投棄防止活動等の実施	環境省 鹿児島県各町 地元関係団体							<p>ゴミの不法投棄防止活動や清掃活動等の実施により、世界自然遺産の島である徳之島の環境美化を図る。</p>	<p>徳之島自然保護協議会と協同し、8月20日に全島一斉ゴミ拾い・外来生物防除活動を実施。（環境省、県、町、関係団体） 毎年8月10日の「道の日」の道路美化活動にあわせて、住民参加型の地域清掃活動「世界自然遺産「道の日」奄美群島クリーンアップ大作戦」を実施。【県, 町, 関係団体】 不法投棄防止のための看板設置、パトロールの実施、11月の不法投棄防止強化月間における通常立入の強化。【町】 第3日曜日、各集落におけるクリーン作戦を実施。NPO法人や徳之島地区自然保護協議会を中心とした清掃イベントの開催。【町, 関係団体】 徳之島虹の会においては、ボランティア清掃イベントの企画を実施している。また会員による日常的な清掃活動を実施。【関係団体】</p>
5 普及啓発等を通じた住民による取組の推進	環境省 林野庁 鹿児島県各町 地元関係団体							<p>勉強会や各種イベントの実施、ポスターやパンフレット等の作成・配布等により、世界自然遺産登録の意義、希少種保護や外来種対策の必要性等について住民に認識してもらい、住民による取組を推進する。</p>	<p>地域住民、小中高生、地域団体、行政機関等を対象として、説明会、出前事業、講演等を積極的に実施【環境省、県、市町村、関係団体】 平成29年度に普及啓発用パンフレットを奄美群島内の小5～高3までの全児童・生徒に配布。【県】 鹿児島県独自のNPOとの共生・協働推進事業等の活用により、下記徳之島虹の会などによる講演会やシンポジウム、児童・生徒の学習会、国立公園指定記念イベントの開催。【県, 関係団体】 環境省徳之島自然保護官事務所と連携した住民向けの説明会の実施。専門家を招いた勉強会等の開催。各種ポスター、パンフレットの配布や広報誌等での普及啓発。【天城町】 徳之島虹の会においては、出前授業や各種勉強会の講師派遣、講演会やシンポジウムの開催。【関係団体】</p>

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域		
6 奄美群島の自然と共生してきた文化の継承	鹿児島県各町 地元関係団体							奄美群島の自然は、他の自然遺産地域と異なり、長い歴史を通じて人間との濃密な関わりの中で維持されてきていることから、自然環境の保全とともに自然と共生してきた奄美群島独特の文化が継承されるよう啓発に努める。	広報誌やHP等による普及啓発。【天城町】 人と自然のかかわりについては、随時普及啓発活動を実施している。看板設置, パンフレット作成, 公民館講座, シンポジウムの開催など。【伊仙町】 徳之島虹の会においては、大学の昔の暮らしの中の植物の利活用についての聞き取り調査協力。【関係団体】
7 環境学習の取組の推進	環境省 鹿児島県各町 地元関係団体							子どもたちに地域の自然・文化に興味をもってもらうために、世界自然遺産候補地特有の環境教育に力を入れる。	普及啓発用パンフレット「世界自然遺産と奄美」を奄美群島内の小5～高3までの全児童・生徒に配布, これを活用した環境教育の推進。【県】 鹿児島県独自のNPOとの共生・共同推進事業を活用し, 自然保護団体(徳之島虹の会)による環境学習の取組等を促進。【県, 関係団体】 小中学校において, 植物観察等の森林学習や木工体験学習を実施している。【県】 夏季・秋季に島の魅力ある自然を活かした子供向け自然体験イベントを開催。【徳之島町】 町自然保護専門員による島内の学校等での出前授業や自然観察会の実施。【天城町】 社会教育課が毎月第3土曜日に行っている『いせん親子チャレンジ教室』のプログラムの中に「植物観察会」など伊仙町の自然などについて, 親子で学ぶ機会を提供している。【伊仙町】 徳之島虹の会においては, 出前授業講師派遣, 自然体験, 夏休みの自由研究開催。【関係団体】
7) 適切なモニタリングと情報の活用									
1 情報発信と活用	環境省 林野庁 鹿児島県各町							各事業主体が実施したモニタリング結果、その他の調査研究等の情報・知見等について、広く情報を集約・蓄積するとともに、公式ホームページ等による一元的な情報の集約・管理・公開の仕組みを確保する。	遺産推薦地にかかる情報を1つのHPに集約した上で、その情報をより広く発信するため、平成28年度に遺産推薦地HP(案)を作成した。今年度にHPに掲載する情報整理等を実施の上、公開予定。【環境省】 今年度、包括的管理計画における順応的管理の実施にむけたモニタリング計画(案)の検討・作成を行う。【環境省】 平成22年度保護林モニタリング調査を実施し、林野庁のホームページに公表している。【林野庁】